

【資料1-2】鎌倉市地域防災計画の一部を修正する新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
目次	第2 避難指示等の発令	第2 避難 <u>情報</u> の発令	*時点修正
総則-31	<p>○災害予防</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導 ・農地、農業用施設等を防護するための防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地侵食防止等の施設の整備 <p>○災害応急対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告 ・種もみ、その他営農資材の確保 ・主要食料の供給 ・生鮮食料品等の供給 ・農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除 ・土地改良機械器具及び技術者等の把握並びに緊急貸出及び動員 <p>○災害復旧</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>農業関係の被害状況の情報収集及び報告に関すること</u> ・<u>応急用食糧等の支援に関すること</u> ・<u>食品の需給・価格動向等に関すること</u> 	<p>第4 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 表中「関東農政局神奈川県拠点」事務・業務</p>

【資料 1 - 2】 鎌倉市地域防災計画の一部を修正する新旧対照表

	<ul style="list-style-type: none"> ・農地、農業用施設等について特に必要がある場合の査定の実施 ・被災農業者等に対する資金の融通 ○その他 ・農業関係被害状況の情報収集及び報告 		
地震津波-61	東日本電信電話(株)神奈川事業部は、停電時に備え、非常用発電機と蓄電池を配備するとともに、移動電源車、移動無線車、ポータブル衛星車等の配備を行い、災害時には、避難場所に被災者が利用する特設公衆電話の設置に努めます。	東日本電信電話(株)神奈川事業部は、停電時に備え、非常用発電機と蓄電池を配備するとともに、移動電源車、移動無線車等の配備を行い、災害時には、避難場所に被災者が利用する <u>災害時用公衆電話(特設公衆電話)</u> の設置に努めます。	第5 電話・通信 (1)
地震津波-85	—	<u>・南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき。</u>	「災害対策本部の設置基準」枠内に追加
地震津波-89	—	<u>・南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき。</u>	「表 地震・津波災害における非常配備体制」中「3号配備(非常体制)」発令基準欄内に追加
地震津波-94	観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表	観測した各地の震度データをもとに、 <u>250m</u> 四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表	「表 地震に関する情報の種類と内容」中「推計震度分布図」
地震津波-99	県防災行政通信網の運用については、	県防災行政通信網の運用については、	(3) 防災行政通信網

【資料 1 - 2】 鎌倉市地域防災計画の一部を修正する新旧対照表

	「神奈川県防災行政通信網の運営及び管理に関する 要綱」に基づき行います。	<u>「神奈川県防災行政通信網保守運用管理要綱」</u> に基づき行います。																	
地震津波-109	派遣要請連絡先 <table border="1"> <tr> <td>機関名</td> <td>防災行政通信網</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊 東部方面混成 団本部</td> <td>9-486-9201</td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊 横須賀地方総 監</td> <td>9-637- 9209</td> </tr> <tr> <td>航空自衛隊 第 4 航空群</td> <td>9-490- 9209</td> </tr> </table>	機関名	防災行政通信網	陸上自衛隊 東部方面混成 団本部	9-486-9201	海上自衛隊 横須賀地方総 監	9-637- 9209	航空自衛隊 第 4 航空群	9-490- 9209	派遣要請連絡先 <table border="1"> <tr> <td>機関名</td> <td>防災行政通信網</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊 東部方面混成 団本部</td> <td><u>閉域スマートフ オン 3800</u> <u>IP 電話 2809</u></td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊 横須賀地方総 監部</td> <td><u>IP 電話 2814</u></td> </tr> <tr> <td><u>海上</u>自衛隊 第 4 航空群</td> <td><u>閉域スマートフ オン 3803</u> <u>IP 電話 2815</u></td> </tr> </table>	機関名	防災行政通信網	陸上自衛隊 東部方面混成 団本部	<u>閉域スマートフ オン 3800</u> <u>IP 電話 2809</u>	海上自衛隊 横須賀地方総 監部	<u>IP 電話 2814</u>	<u>海上</u> 自衛隊 第 4 航空群	<u>閉域スマートフ オン 3803</u> <u>IP 電話 2815</u>	第 2 自衛隊に対する災害派遣要請
機関名	防災行政通信網																		
陸上自衛隊 東部方面混成 団本部	9-486-9201																		
海上自衛隊 横須賀地方総 監	9-637- 9209																		
航空自衛隊 第 4 航空群	9-490- 9209																		
機関名	防災行政通信網																		
陸上自衛隊 東部方面混成 団本部	<u>閉域スマートフ オン 3800</u> <u>IP 電話 2809</u>																		
海上自衛隊 横須賀地方総 監部	<u>IP 電話 2814</u>																		
<u>海上</u> 自衛隊 第 4 航空群	<u>閉域スマートフ オン 3803</u> <u>IP 電話 2815</u>																		
地震津波-113	(1) 動員の発令 ア 東海地震注意報が発表されたとき。 イ 市内で震度 5 弱以上の地震が観測されたとき。 ウ 隣接する行政区の地震震度観測地点において震度 5 弱以上の地震が観測されたとき。 エ 気象庁の津波予報区の相模湾・三浦半島に「津波・大津波警報」が発表	(1) 動員の発令 ア <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u> が発表されたとき。 <u>イ</u> 東海地震注意報が発表されたとき。 <u>ウ</u> 市内で震度 5 弱以上の地震が観測されたとき。 <u>エ</u> 隣接する行政区の地震震度観測地点において震度 5 弱以上の地震が観測されたとき。	第 2 消防職員・消防団員の動員及び参集、1 消防職員の動員及び参集																

【資料1-2】鎌倉市地域防災計画の一部を修正する新旧対照表

	<p>されたとき。</p> <p>オ 市内において、地震による重大な被害が発生し、又は被害の発生するおそれがあるとき。</p>	<p><u>オ</u> 気象庁の津波予報区の相模湾・三浦半島に「津波・大津波警報」が発表されたとき。</p> <p><u>カ</u> 市内において、地震による重大な被害が発生し、又は被害の発生するおそれがあるとき。</p>	
地震津波-187	<p>また、通信施設に被害が生じた場合、又は異常輻輳（ふくそう）等の発生により、通信の疎通が著しく困難になったり、通信が途絶するようになったりした場合においても、最小限の通信を確保するため、通信の利用制限、非常通話・緊急通話の優先確保、無線設備、移動基地局車による措置、避難所への特設公衆電話の臨時設置、災害用伝言ダイヤル「171」等及び携帯電話での災害用伝言板の運用開始、回線の応急復旧、災害対策用携帯電話の貸出し等の応急措置を実施します。</p>	<p>また、通信施設に被害が生じた場合、又は異常輻輳（ふくそう）等の発生により、通信の疎通が著しく困難になったり、通信が途絶するようになったりした場合においても、最小限の通信を確保するため、通信の利用制限、非常通話・緊急通話の優先確保、無線設備、移動基地局車による措置、避難所への<u>災害時用公衆電話（特設公衆電話）</u>の設置、災害用伝言ダイヤル「171」等及び携帯電話での災害用伝言板の運用開始、回線の応急復旧、災害対策用携帯電話の貸出し等の応急措置を実施します。</p>	<p>第5 電話（通信）施設</p> <p>1 電話（通信）施設の応急復旧対策</p> <p>(2)</p>
地震津波-187	<p>特設公衆電話の臨時設置にあたっては、被災者の利用する避難所を優先します。</p>	<p><u>災害時用公衆電話（特設公衆電話）</u>の設置にあたっては、被災者の利用する避難所を優先します。</p>	<p>2 復旧順位</p> <p>(1)</p>
風水害-5	<p>市は、神奈川県、東京都、境川流域市</p>	<p>市は、<u>流域内の河川管理者、下水道管理</u></p>	<p>第3 総合治水対策の推</p>

【資料1-2】鎌倉市地域防災計画の一部を修正する新旧対照表

	及び同河川流域の下水道管理者が共同して定める「流域水害対策計画」に基づき、下水道整備、雨水貯留浸透施設整備、情報収集・伝達体制の確立等、浸水被害を防止するための対策を推進します。	<u>者並びに関係自治体</u> が共同して定める「流域水害対策計画」に基づき、下水道整備、雨水貯留浸透施設整備、情報収集・伝達体制の確立等、浸水被害を防止するための対策を推進します。	進 (1)
風水害-11	(1) (略) なお、土砂災害警戒情報は、大雨警報発表後に発表され、土砂災害の危険性が最も高いことを示し、(略)	(1) (略) なお、土砂災害警戒情報は、 <u>大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに発表し、(略)</u>	第2 警戒避難体制の確立 2 土砂災害警戒情報の発表に伴う対応
風水害-61	(1) 特別警報 気象等に関する特別警報の発表基準は、次のとおりです。なお、特別警報は、府県程度の広がりをもつ現象を対象に発表されます。	(1) 特別警報 気象等に関する特別警報の発表基準は、次のとおりです。	第1 気象警報・注意報等の収集・伝達 1 特別警報・警報・注意報の種類と発表基準
風水害-62	(令和4年(2022年)5月26日現在)	(令和 <u>5</u> 年(202 <u>3</u> 年) <u>6</u> 月 <u>8</u> 日現在)	表 鎌倉市における警報・注意報発表基準一覧表
風水害-62	土壌雨量指数基準 98	土壌雨量指数基準 <u>105</u>	「表 鎌倉市における警報・注意報発表基準一覧表」中 警報 大雨(土砂災害)

【資料 1 - 2】 鎌倉市地域防災計画の一部を修正する新旧対照表

風水害-62	流域雨量指数基準 柏尾川流域 = 23.7、滑川流域=8.7	流域雨量指数基準 柏尾川流域 = 23.7、滑川流域=8. <u>6</u>	「表 鎌倉市における警報・注意報発表基準一覧表」中 警報 洪水
風水害-62	土壌雨量指数基準 59	土壌雨量指数基準 <u>61</u>	「表 鎌倉市における警報・注意報発表基準一覧表」中 注意報 大雨
風水害-62	流域雨量指数基準 柏尾川流域 = 18.9、滑川流域=6.9	流域雨量指数基準 柏尾川流域 = 18.9、滑川流域=6. <u>8</u>	「表 鎌倉市における警報・注意報発表基準一覧表」中 注意報 洪水
風水害-62	最低気温 4℃以下 発表期間は原則として 4 月 1 日～ 5 月 20 日	最低気温 4℃以下 発表期間は <u>晩霜期</u>	「表 鎌倉市における警報・注意報発表基準一覧表」中 注意報 霜
風水害-64	6 時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。	<u>流域内における雨量分布の実況と</u> 6 時間先までの予測（ <u>解析雨量及び</u> 降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。	「表 キキクル等の種類と概要」中 流域雨量指数の予測値
風水害-64	4 気象情報 横浜地方気象台は、台風や大雨、大雪等の災害をもたらす気象現象が発生したとき、又は発生が予想されるときは、必要に応じて当該現象の状況や今後の見通し、及び防災上の注意事項等をまとめ、気象情報として発表します。	4 <u>防災</u> 気象情報 横浜地方気象台は、台風や大雨、大雪等の災害をもたらす気象現象が発生したとき、又は発生が予想されるときは、必要に応じて当該現象の状況や今後の見通し、及び防災上の注意事項等をまとめ、 <u>防災</u> 気象情報として発表します。	

【資料1-2】鎌倉市地域防災計画の一部を修正する新旧対照表

風水害-65	大雨に関して、[高] 又は [中] が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。	大雨、 <u>高潮</u> に関して、[高] 又は [中] が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。	(1) 早期注意情報（警報級の可能性）
風水害-65	-	(2) <u>全般気象情報、関東甲信地方気象情報、神奈川県気象情報</u> <u>全国を対象とする全般気象情報、全国を11に分けた地方予報区を対象とする「地方気象情報（関東甲信地方気象情報）」、各都府県を対象とした「府県気象情報（神奈川県気象情報）」があります。</u> <u>これらの情報は、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表します。</u> <u>大雨による災害発生危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する〇〇気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表さ</u>	* (1) 早期注意情報（警報級の可能性）の後に追加

【資料 1 - 2】 鎌倉市地域防災計画の一部を修正する新旧対照表

		<u>れます。</u>	
風水害-65	(2) 記録的短時間大雨情報	<u>(3)</u> 記録的短時間大雨情報	
風水害-65	(3) 竜巻注意情報	<u>(4)</u> 竜巻注意情報	
風水害-65	(4) 地方海上警報	<u>(5)</u> 地方海上警報	
風水害-85	3 避難指示等の発令基準	3 避難 <u>情報</u> の発令基準	*時点修正
風水害-85	(1) (略) 避難指示等の発令基準等について、次のとおりに定めます。	避難 <u>情報</u> の発令基準等について、次のとおりに定めます。	*時点修正
風水害-85	(3) 市長は、避難指示等の発令に当たり、(略) 適切に判断を行うものとします。	(3) 市長は、避難 <u>情報</u> の発令に当たり、(略) 適切に判断を行うものとします。	*時点修正
風水害-85	表 洪水（河川）の避難指示等基準	表 洪水（河川）の避難 <u>情報</u> 発令基準	*時点修正
風水害-86	表 土砂災害の避難指示等基準	表 土砂災害の避難 <u>情報</u> 発令基準	*時点修正
風水害-87	表 高潮の避難指示等基準	表 高潮の避難 <u>情報</u> 発令基準	*時点修正
その他-7	横浜海上保安部 横須賀海上保安部	横浜海上保安部 横須賀海上保安部	「図 噴火警報等の伝達系統図」中の図示修正 (防災情報提供システムから県防災行政通信網等による連絡へ)